



2025 年 10 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ニッポン
代 表 者 名 代表取締役社長 前鶴 俊哉
(コード番号2001 東証プライム)
問 合 せ 先 広報部長 片岡 秀晃
(Tel 03-3511-5307)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2025 年 10 月 14 日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第 459 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の拡充及び資本効率の向上を目的とし、また、本日「株式の売出しに関するお知らせ」にて公表した当社普通株式の売出し実施に伴う当社株式需給への影響を緩和する観点から、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	2,200,000 株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 2.61%)
(3) 株式の取得価額の総額	40 億円 (上限)
(4) 取得期間	2025 年 11 月 25 日 (火) から 2026 年 3 月 31 日 (火) まで
(5) 取得手法	株式会社東京証券取引所における市場買付け

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の自己株式取得に係る事項の決定に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(注) 市場動向等により一部または全部の取得が行われない場合があります。

(ご参考) 2025 年 9 月 30 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	84, 210, 694 株
自己株式数	516, 469 株

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の自己株式取得に係る事項の決定に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。